

(参考様式2)

事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	奈良県吉野郡東吉野村		
計画期間 実施期間	平成28年度～平成31年度 平成28年度～平成28年度	総事業費（交付金）	150,000千円（75,000千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	・老朽化している既存施設をリニューアル整備し、既存特産品の付加価値化と特産品づくりとして取り組んでいる柚子の加工販売を行い、農家所得の向上及び交流人口の増加や村民のコミュニティの場となる小さな拠点整備を目指すもので村の策定する国土強靱化地域計画位置づけられるものであり、基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	・既存特産品の付加価値化と特産品づくりとして取り組んでいる柚子の加工販売を行い、農家所得の向上及び交流人口の増加を目指すとともに、都市住民への魅力発信と交流促進（村内他観光施設との連携、農林業体験の出来るプログラムの開発と紹介、空家情報の案内等）、さらには村民のコミュニティの場となる小さな拠点整備を目指すための交付対象事業の構成となっている。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	・本村では「東吉野村第3次基本構想」（平成23年～32年度）において「活力とにぎわいのある村づくり」に向け、東吉野村の特徴を活かした付加価値型商品の開発や新しい特産品等の開発が掲げられており、本施設整備により構想の具現に努めるものである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	・本施設整備については、村議会の内諾を得ているものである。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	・商工会女性部や食生活改善ボランティアグループをはじめ、柚子やよもぎなどの村内農産物を活用した特産品開発へのアイデア募集、試食・審査会など、女性の意見や提案を聞く機会を設け、女性グループ等の意見を取り入れながら計画を策定しているなど「農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（農林水産事務次官依命通知）」の基本方針1. 企画・立案段階からの女性の参画促進2. 農林水産業や起業活動等で活躍する女性への支援に基づいた取り組みをしている。

事業の推進体制は確立されているか	○	・事業主体は東吉野村であり、村内生産者や女性の参画も含め、事業の推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	・既存特産品の付加価値化と特産品づくりとして取り組んでいる柚子の加工施設を整備するとともに、販売機能やコミュニティバスのネットワーク、住民の集いの場等の地域住民への生活利便機能を付与した小さな拠点となる施設整備を行うもので、目標と事業内容の整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか	○	・農家所得の向上及び交流人口の増加を目指すとともに、村民のコミュニティの場となる小さな拠点整備を目指しており、定住促進にも資するものであるが、農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画の目標には設定していない。
計画期間・実施期間は適切か	○	・施設整備を行う実施期間を平成 28 年度～平成 29 年度とし、計画期間を新たな特産加工品である柚子加工品等の販路拡大が見込まれる平成 31 年度までとしており、計画期間・実施期間は適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	・事業費：（296,600 千円×交付額算定交付率 1/2＝148,300 千円）＞ 交付金要望額：148,300 千円で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	・自力若しくは他の助成を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	・施工に当たっては、十分な安全性等を確保するとともに、東吉野村担当課において、設計・施工等における検査体制が確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	・ 本対象施設の耐用年数は 5 年以上である。 ① 食品加工施設 31 年 ② 味噌漬物貯蔵出荷施設 15 年 ③ 物品販売・味噌漬物作業施設 31 年 ④ 荷受荷下施設及び屋外歩廊 15 年 ⑤ トイレ 12 年 ⑥ 製造加工設備 8 年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	・ 下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	・ 農山漁村振興交付金交付 金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき費用対効果分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	・ 上記算定方法により投資効率は、2.56 である。 投資効率 = 2.56 > 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	・ 事業内容、実施主体等については、以下のとおり実施する要綱等に定める要件を満たしている。 事業内容：農林水産物処理加工施設 地域連携販売力強化施設 事業主体：東吉野村 要件：五法指定地域（山村振興法・過疎法）に該当
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	・ 事業主体は、東吉野村であり、目的外使用のおそれがない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	○	・ 下記により適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	・ 接道である国道 166 号線の交通量（1 日当たりの昼間 12 時間の乗用車交通量約 1,500 台）や主な公的観光施設への入込客数（年間約 84,000 人）を踏まえたものである。

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	・沿線には、本施設から約 10km の宇陀市大宇陀拾生に「道の駅宇陀路大宇陀」、約 50km の松坂市飯高町に「道の駅飯高駅」があるが、競合状況にはない。 ・また、県内外の農林水産物処理加工施設や類似施設への視察を行った上で事業の計画を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	・年間を通じた観光客、過立ち寄り型来訪者への農産物や農産加工品の案内と提供、地元住民の日常の買物や集いの場としての機能を想定している。 ・年間 38,600 人程度の都市住民等の来訪者の利用（乗用車交通量の 5 % に当たる 1 日 75 台の利用） ・約 1,000 世帯の地域住民の利用
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	・施設の設置場所は京阪神方面、東海方面との交流の玄関口になる村の北西部、国道 166 号線沿いにあたり、利用者の交通便利性のある立地である。 ・村内には、特産品等の販売施設がなく、特産品の販売等を通じた、知名度と売上げの向上が期待される。 ・美しい清流と深い山々に囲まれた自然資源や既存の山村体験交流などの観光施設と連携しながら交流人口の増加に対応する小さな拠点施設として整備して行くものである。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	・住民への新商品開発のアイデア募集、専門家からの助言・指導を取り入れた試食会や審査会を重ね、柚子（「よもぎ」の新たな特産品開発も行う）を活用した 17 アイテムの製品開発を行ってきた。 ・新製品の既存ルートへの販売促進と地域特産品フェアや展示会、イベント等を通じた新規ルートの確保を図るとともに、食品メーカーやホテル、レストラン等への一次加工品や受託加工品の受注確保を図る。 ・このため、販売促進を担う企画営業担当、マネジメントを担当する常勤職員の確保、加工部門のパート職員の充実、売店部門、情報発信・交流、施設管理等を担うパート職員の新規雇用による運営体制の強化を図るものであり、施設の経営戦略や運営体制を十分に検討し、その内容を利用計画に具体的に記載している。
施設の利用施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	・地域の特産品開発、加工販売や直売所運営等の担い手として、女性の参画を図るものである。

事業費積算等は適正か	○	・ 下記により適正である。
過大な積算としていないか	○	・ 市場価格を調査し積算しており、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	・ 物品販売・味噌漬物作業棟の整備に当たっては、既存の加工場の改修によるものとするなど、既存施設の有効活用を図ることによる建設・整備コストの低減化に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	・ 農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機器施設等は事業に要する付帯施設として必要不可欠な設備である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	・ 当該備品は事業遂行上必要不可欠なものであり、業務用のものを整備することから汎用性の高いものは対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	・ 施設整備の予定場所は、京阪神方面、東海方面との交流の玄関口である村の北西部、国道 166 号線沿いにあたり、農林産品の集出荷や観光客、通行客、地域住民の利用者にとって交通便利性のある好適地である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	・ 用地は個人所有地であるが、施設整備への内諾と 30 年間にわたる契約への合意を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 102 号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	－	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	○	・ 下記により適正である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I の第 2 の 4 の（3）の基準に照らし適正であるか	○	・ 本事業の計画には上限は設定されておらず、基準に対して適正である。
整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	○	・ 整備する施設の延べ床面積の合計は、948.9 m ² である。
地域間交流拠点については、延べ床面積 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	○	・ 地域間交流拠点となる「地域連携販売力強化施設」の事業費は、65,100 千円、延べ床面積 244.3 m ² であり、延べ床面積 m ² 当たり 266 千円＝65,100 千円÷244.3 m ²

地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	○	・ 下記により満たすものである。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	・ 東吉野村では、平成 24 年度から柚子を奨励作物として村内農家に配布し、新たな地域特産品生産による、農家の生産意欲や所得の向上、耕地の有効活用や遊休耕地の解消に取り組んでいる。 ・ また、柚子栽培の促進とともに、住民への新商品開発のアイデア募集、専門家からの助言・指導を取り入れた試食会や審査会を重ね、柚子（「よもぎ」の新たな特産品開発も行う）を活用した 17 アイテムの製品開発を行っている。 ・ 上記の取り組みの下、地区内の生産者や山村体験交流などの観光施設等との連携し、交流人口の増加による村の活性化を促進する取り組みの一環である。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	・ 東吉野村の農産物の直売や新たな特産品である柚子を中心とした農産加工品の販売強化に資する施設である。
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	・ 通年営業する施設である。
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	・ 計画に当たっては、女性グループの意見を取り入れながら計画を策定しており、加工販売等の人材雇用の中心は女性を予定しており、施設運営への参画を図るものである。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	・ 東吉野村負担分については、過疎債の適用を計画している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	・ 本交付金事業における入札方式については、一般競争入札を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	・ 下記により適正に行われる見込みである。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	・ 維持管理計画を作成しており、維持管理者は東吉野村で行う予定であり、適正に管理・運営を行うことができる。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	・ 収支計画を策定しており、中小企業診断士による診断を受け適正なものとなっている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし

生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	・ 農家所得の向上及び交流人口の増加を目指すとともに、村民のコミュニティの場となる小さな拠点としての整備であり、生産振興を主たる目的としていない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	・ 他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではない。

注 1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。